

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

2020年5月

2020年 7月 6日改訂

2020年11月12日改訂

2020年12月14日改訂

2021年 1月 6日改訂

2021年 4月 2日改訂

2021年 4月28日改訂

2021年11月 5日改訂

国立大学法人埼玉大学

目 次

1. 本マニュアルの位置づけ	2
2. 新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針	2
3. 学生	
・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合	5
・新型コロナウイルス感染症と診断された場合	15
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合	17
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある場合	19
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性がある場合	19
・新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として特定された場合	19
4. 教職員	
・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合	21
・新型コロナウイルス感染症と診断された場合	32
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合	34
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある場合	35
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性がある場合	35
・新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として特定された場合	35
5. 入構（学生）	37
6. 授業（学生・教員）	38
7. 研究（学生）	39
8. 課外活動（学生）	40

9. 研究（教員・研究員等）	4 1
10. 国内出張（教職員）	4 2
11. 海外渡航・派遣（教職員、学生）	4 3
12. 会議・式典	4 4
13. 事務職員・技術職員	4 5
14. 附属学校園	4 6
15. 学外者	4 7
16. 個人情報保護について	4 7
17. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した 可能性のある場所の消毒について	4 8
別紙様式	5 0

1. 本マニュアルの位置づけ

国立大学法人埼玉大学の役員、教職員、学生、園児、児童、生徒、他機関から来校中の研究者及び本学施設で業務に従事している者（以下「構成員」という。）が、自ら感染しない、他人に感染させないため取るべき行動をリスクレベルに応じて示すとともに、万が一、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は罹患したと疑われる場合の対応については、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定めるもののほか、本マニュアルによるものとする。

なお、本マニュアルに定めのない事項については、随時対策を決定するものとする。

また、本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症の首都圏における感染等の状況等によっては、対応を随時見直し、改訂するものとする。

2. 新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針

- ・新型コロナウイルスが発生、拡大、蔓延、爆発するリスクレベルに対する本学の対応方針は次頁のとおりとする。
- ・リスクレベルに対応する判定の内容は目安であり、その他の状況を勘案し、総合的に判断して該当するレベルを決定することとする。
- ・新型コロナウイルスの感染状況に基づき判定の目安が移行し、リスクレベルが上位から下位へ下がる場合であっても、社会における新型コロナウイルスへの対応状況に鑑み、上位のレベルの対応を維持することがある。

新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針

リスクレベル	判定の目安	学 生				教 員・研 究 員 等		教 職 員・学 生		会議・式典	事務職員	附属学校園	学外者	
		入 構	授 業	研 究	課 外 活 動	研 究	判 定 の 目 的	海 外 渡 航・派 遣						
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	
レベル1	1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・当該国・地域における外務省の感染危険情報に基づく十分注意してください	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している(拡大する恐れのある)状況又は感染が収束しない状況	・基本的な感染防止対策を徹底した上で実施 ・基本的な感染防止対策を原則とする ・授業の具体的な実施形態は、教育企画室会議で審議・決定	・基本的な感染防止対策を徹底した上で実施 ・課外活動施設等における学外者の活動、学外での活動は制限することがある	・基本的な感染防止対策を徹底した上で実施 ・研究に使用する生物の維持・管理補助を行う場合等、指導教員が必要と認めれば許可する	・原則、遠隔授業とする。ただし、担当教員が引き継ぎ対応による授業の継続が必要と判断する場合は、対面授業を継続する ・授業の具体的な実施形態は、教育企画室会議で審議・決定	・現在進行中の実験、必要最小限の関係者のみ立ち入り許可する ・オンライン授業、セミナー、学会の開催 ・参加は中止する	・当該国・地域における外務省の感染危険情報に基づく「渡航はやめてください」(渡航中止勧告)	・日本国、当該国・地域における外務省の感染危険情報(要入構)の対応状況に基づいて実施	・基本的な感染防止対策を徹底した上で実施 ・開催方法は、議長・主催者の判断による	・大規模な式典・会議は中止又は延期する ・会議は、可能な限りオンライン会議とする ・上記より詳しい場合は、所属する部長の判断により認める	・大規模な式典・会議は中止又は延期する ・活動は、文科省が定めたマニュアルに活動を制限 ・救職員の時差出勤を推奨 ・職員は可能な限り在宅勤務	・状況により一部で時差登校・授業短縮等を実施 ・部活動は、文科省が定めたマニュアル、通知を参考に活動を制限	・マスクの着用及び手指衛生を徹底する	・入構禁止
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・原則入構禁止 ただし、研究活動を許可された者、図書館を利用する者及び教職員からの呼び出しによる場合は入構を許可する	・原則、遠隔授業とする。ただし、担当教員が引き継ぎ対応による授業の継続が必要と判断する場合は、対面授業を継続する ・授業の具体的な実施形態は、教育企画室会議で審議・決定	・原則禁止 ただし、必要が判る場合は、所属する部長の判断により認める	・原則禁止 ただし、必要が判る場合は、所属する部長の判断により認める	・原則禁止 ただし、必要が判る場合は、所属する部長の判断により認める	・渡航禁止	・式典は中止 ・会議はオンラインのみ	・式典は中止 ・会議はオンラインのみ	・必要ない期間臨時休校・休日は全構成員一定期間在宅勤務	・必要ない期間臨時休校・休日は全構成員一定期間在宅勤務	・入構禁止	・入構禁止	
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・入構禁止	・すべての授業を遠隔授業とする	・レベル3と同じ	・学内外における課外活動は禁止	・原則、実験禁止 ただし、研究活動の維持のための必要最小限の入室は許可(生物の維持管理、研究活動を維持する上での各種安全確保対策等)	・渡航禁止	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・中止	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	

3.【学生】

- ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性がある場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として特定された場合
- ・上記に対する本学の対応

学 生	本 学 の 対 応
<p>【学生】 ○新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合 1. 発 症 発熱、咳、全身倦怠感等、通常の風邪症状がある場合は次のとおり行動してください。</p> <p>① 毎朝検温し、熱がある場合又は熱がない場合でも咳、全身倦怠感等、通常の風邪症状がある場合は登校せず、自宅で待機し④以降の行動を取ってください。</p> <p>② 検温せずに登校した場合は、登校後速やかに各部局に備えてある非接触型体温計又は保健センターで検温してください。</p> <p>③ ②で熱がある場合及び学内で体調の異変に気付いた場合は、速やかに帰宅してください。授業中の場合は担当教員に、ゼミ、実験・実習中等の場合は、指導教員に断った上で速やかに帰宅し、④以降の行動を取ってください。</p> <p>④ 症状が軽い時は、通常の医療機関、居住する自治体の窓口又は本学保健センターに相談し、指示に従ってください。</p> <p>埼玉県 埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。 ・埼玉県受診・相談センター 048-762-8026 受付時間 月曜日～土曜日 (祝日を含む) 9:00～17:30</p> <p>さいたま市 さいたま市新型コロナ冬季サポートダイヤルに電話で相談してください。 ・さいたま市新型コロナ冬季サポートダイヤル 048-782-5225 受付時間 月曜日～土曜日</p>	

学 生	本 学 の 対 応
<p style="text-align: center;">9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0</p> <p>一般的な相談をしたいときは埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターに電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター <p style="text-align: center;">0 5 7 0 - 7 8 3 - 7 7 0</p> <p style="text-align: center;">受付時間 2 4 時間 年中無休</p> <p>東京都</p> <p>東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都発熱相談センター <p style="text-align: center;">0 3 - 5 3 2 0 - 4 5 9 2</p> <p style="text-align: center;">受付時間 2 4 時間 年中無休</p> <p>一般的な相談をしたいときは新型コロナウイルス感染症電話相談窓口又は最寄りの保健所に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ感染症電話相談窓口 <p style="text-align: center;">0 5 7 0 - 5 5 0 5 7 1</p> <p style="text-align: center;">受付時間 9 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0</p> <p style="text-align: center;">年中無休</p> <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体のHPで確認の上相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉大学保健センター <p style="text-align: center;">0 4 8 - 8 5 4 - 5 3 5 6</p> <p>⑤ 「咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合」や「重症化しやすい人（※）で発熱や咳といった比較的小さいかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の案内に従ってください。</p> <p>（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある人や</p>	

学 生	本 学 の 対 応
<p>透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している人、妊娠している人</p> <p>埼玉県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」(https://flu-search.pref.saitama.lg.jp) から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。 <p>同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県受診・相談センター 048-762-8026 受付時間 月曜日～土曜日 (祝日を含む) 9:00～17:30 年中無休 <p>外国人留学生は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents) に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association) 048-711-3025 受付時間 24時間 年中無休 <p>対応言語 英 語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語</p>	

学 生	本 学 の 対 応
<p>東京都</p> <p>東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都発熱相談センター 03-5320-4592 受付時間 24時間 年中無休 <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体のHPで確認の上相談してください。</p> <p>⑥ 次のいずれかの方法により、大学へ報告してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD ・電話又は E-mail 埼玉大学総務部総務課 048-858-3928 soumu@gr.saitama-u.ac.jp <p>に次の事項を報告してください。</p> <p>ア 学籍番号、氏名、年齢、現住所、電話番号</p> <p>イ 現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身の症状、医師の診断内容等 医師の診断の結果、新型コロナウイルス感染症の疑いでない他の症例であることが明確となった場合は、本マニュアルの対象外とします。 <p>ウ 新型コロナウイルス感染者との接触の有無</p> <p>エ 2週間前までの国内外の旅行歴</p> <p>オ 発症から現在までの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ頃からどのような症状があったか。 (咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害) ・熱がいつからどの程度上昇したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該学生に対し修学上不利にならない扱いとすることを伝える。 イ 必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。 ウ 副学長(危機管理担当)、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ・学生支援課は、当該学生が受講している授業(実験・実習・実技を含む。)担当教員に当該学生の状況を報告する。 ・当該学生の状況が1.④に該当する場合(症状が軽い場合) この段階では、状況把握に止まる。 ・当該学生の状況が1.⑤に該当する場合 報告を受けた時点から起算して72時間以内に当該学生が学内において行動していた場合は、副学長(危機管理担当)は必要に応じて当該学生が立ち寄った場所を所管する部局に対して、必要な部屋の閉鎖及び必要な共有部分の消毒を行うよう指示すると共に、必要に応じて総合技術支援センター長に対し消毒作業の協力を求める。 消毒については「16. 新型コロナウイルス

学 生	本 学 の 対 応
<p>カ 同居する家族に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染の状況 <p>キ 発症2日前から現在までの行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学内における行動 授業、課外活動、会合、立ち寄った場所における活動状況及びマスクの着用状況並びに濃厚接触（発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触）した人の身分、氏名及び接触時におけるマスクの着用状況等 ・学外における行動 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 <p>ク 居住する自治体に相談した場合はその結果</p> <p>⑦ 以後、毎日2回（朝・夕）検温し、体温及び症状を記録してください。</p> <p>2. 発症2日目・3日目</p> <p>1) 発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 症状が改善してきた場合は、次に記載の3点全てを満たしてから登校してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも3日間、解熱剤の使用なく発熱がない。 ・咳や息切れなどの発熱以外の症状も既に改善している。 ・症状が出てから1週間経過している。 <p>ただし、インフルエンザ等他の感染症に罹患した場合は、登校可との医師の診断が出てから登校してください。</p> <p>② 当面の間はマスクを着用し、手洗い、咳エチケット等を励行してください。</p> <p>③ 登校可能となった旨を埼玉大学総務部総務課 TEL:048-858-3928</p>	<p>感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>・総務課は、副学長（危機管理担当）、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速</p>

学 生	本 学 の 対 応
<p>E-mail:soumu@gr.saitama-u.ac.jp に報告してください。</p> <p>2) 依然として発熱、咳、全身倦怠感等の症状が続いている場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 症状が軽い時は、通常の医療機関、居住する自治体の窓口又は本学保健センターに相談し、指示に従ってください。</p> <p>埼玉県</p> <p>埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県受診・相談センター <p style="padding-left: 40px;">048-762-8026</p> <p style="padding-left: 40px;">受付時間 月曜日～土曜日 (祝日を含む)</p> <p style="padding-left: 40px;">9:00～17:30</p> <p>さいたま市</p> <p>さいたま市新型コロナ冬季サポートダイヤルに電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市新型コロナ冬季サポートダイヤル <p style="padding-left: 40px;">048-782-5225</p> <p style="padding-left: 40px;">受付時間 月曜日～土曜日</p> <p style="padding-left: 40px;">9:00～17:00</p> <p>一般的な相談をしたいときは埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターに電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター <p style="padding-left: 40px;">0570-783-770</p> <p style="padding-left: 40px;">受付時間 24時間 年中無休</p> <p>東京都</p> <p>東京都発熱相談センターに電話で相談</p>	<p>やかに状況を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生支援課は、当該学生が受講している授業（実験・実習・実技を含む。）担当教員に当該学生の状況を報告する。 <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

学 生	本 学 の 対 応
<p>してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都発熱相談センター 03-5320-4592 受付時間 24時間 年中無休 <p>一般的な相談をしたいときは新型コロナウイルス感染症電話相談窓口又は最寄りの保健所に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症電話相談窓口 0570-550571 受付時間 9:00～22:00 年中無休 <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体のHPで確認の上相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉大学保健センター 048-854-5356 <p>② 「咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合」や「重症化しやすい人(※)で発熱や咳といった比較的小さいかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の案内に従ってください。</p> <p>埼玉県</p> <p>「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」(https://flu-search.pref.saitama.lg.jp)から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。</p> <p>同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 	

学 生	本 学 の 対 応
<p>0 5 7 0 - 7 8 3 - 7 7 0 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>外国人留学生は、外国人向け新型コロナ ウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents)に相談してください。</p> <p>・埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association) 0 4 8 - 7 1 1 - 3 0 2 5 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>対応言語 英語、中国語、スペイン語、ポル トガル語、韓国・朝鮮語、タガロ グ語、タイ語、ベトナム語、イン ドネシア語、ネパール語、やさし い日本語</p> <p>東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談 してください。かかりつけ医のいる人は かかりつけ医に電話で相談してくださ い。</p> <p>・東京都発熱相談センター 0 3 - 5 3 2 0 - 4 5 9 2 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住 する自治体のHPで確認の上相談してくだ さい。</p> <p>③ 次のいずれかの方法により、大学へ報告し てください。</p> <p>・コロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD</p> <p>・電話又は E-mail 埼玉大学総務部総務課 0 4 8 - 8 5 8 - 3 9 2 8 soumu@gr.saitama-u.ac.jp</p>	<p>・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対 応をとること。</p> <p>ア 当該学生に対し修学上不利にならない 扱いとすることを伝える。</p> <p>イ 必要に応じて、当該学生からその他の情 報を収集する。</p> <p>ウ 副学長（危機管理担当）、学長、理事、学 務部学生支援課長、当該学生が所属する</p>

学 生	本 学 の 対 応
<p>に次の事項を報告してください。</p> <p>ア 学籍番号、氏名</p> <p>イ 現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身の症状、医師の診断内容等 <p>3. 発症4日目以降</p> <p>1) 発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 症状が改善してきた場合は、次に記載の3点全てを満たしてから登校してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも3日間、解熱剤の使用なく発熱がない。 ・咳や息切れなどの発熱以外の症状も既に改善している。 ・症状が出てから1週間経過している。 <p>ただし、インフルエンザ等他の感染症に罹患した場合は、登校可との医師の診断が出てから登校してください。</p> <p>② 当面の間はマスクを着用し、手洗い、咳エチケット等を励行してください。</p> <p>③ 登校可能となった旨を埼玉大学総務部総務課</p> <p>TEL: 0 4 8 - 8 5 8 - 3 9 2 8</p> <p>E-mail: soumu@gr.saitama-u.ac.jp</p> <p>に報告してください。</p> <p>2) 依然として発熱、咳、全身倦怠感などの症状が続いている(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む)場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 居住する自治体の案内に従ってください。</p>	<p>部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生支援課は、必要に応じて当該学生が受講している授業（実験・実習・実技を含む。）担当教員に当該学生の状況を報告する。 <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務課は、副学長（危機管理担当）、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ・学生支援課は、当該学生が受講している授業（実験・実習・実技を含む。）担当教員に当該学生の状況を報告する。 <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

学 生	本 学 の 対 応
<p>埼玉県</p> <p>「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」(https://flu-search.pref.saitama.lg.jp) から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。</p> <p>同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 0 5 7 0 - 7 8 3 - 7 7 0 受付時間 2 4 時間 年中無休 <p>外国人留学生は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents) に相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association) 0 4 8 - 7 1 1 - 3 0 2 5 受付時間 2 4 時間 年中無休 <p>対応言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語</p> <p>東京都</p> <p>東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都発熱相談センター 0 3 - 5 3 2 0 - 4 5 9 2 	

学 生	本 学 の 対 応
<p>受付時間 24時間 年中無休</p> <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体のHPで確認の上相談してください。</p> <p>② 次のいずれかの方法により、大学へ報告してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD ・電話又はE-mail 埼玉大学総務部総務課 048-858-3928 soumu@gr.saitama-u.ac.jp <p>に次の事項を報告してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 学籍番号、氏名 イ 現在の症状及び状況 <p>○新型コロナウイルス感染症と診断された場合は次のとおり行動してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 完治するまで登校禁止とします。 ② (診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も登校禁止とします。) ③ 医療機関の指示に従い、治療に専念してください。 ④ (報告可能な状況の場合) 次のいずれかの方法により、大学へ報告してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD ・電話、E-mail 埼玉大学総務部総務課 TEL:048-858-3928 E-mail:soumu@gr.saitama-u.ac.jp <p>に次の事項を報告してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 学籍番号、氏名、年齢、現住所、電話番 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該学生に対し修学上不利にならない扱いとすることを伝える。 イ 必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。 ウ 副学長(危機管理担当)、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ・学生支援課は、必要に応じて当該学生が受講している授業(実験・実習・実技を含む)担当教員に当該学生の状況を報告する。 ※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該学生に対し修学上不利にならない扱いとすることを伝える。 イ 必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。 ウ 濃厚接触者と思われる人がいる場合は、当該者と連絡を取り、発症者との接触状況及び現在の体調の状況を確認する。 エ 副学長(危機管理担当)、学長、理事、学

学 生	本 学 の 対 応
<p>号</p> <p>イ 発症から現在までの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ頃からどのような症状があったか。(咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害) ・熱はいつからどの程度上昇したのか。 <p>ウ 発症2日前から現在までの行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学内における行動 授業、課外活動、会合、立ち寄った場所における活動状況及びマスクの着用状況並びに濃厚接触(発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触)した人の身分、氏名及び接触時におけるマスクの着用状況等 ・学外における行動 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等等 <p>エ 担当の保健所名</p>	<p>務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生支援課は、当該学生が受講している授業(実験・実習・実技を含む。)担当教員に当該学生の状況を報告する。 <p>○当該学生が最後に構内に立ち入ってから72時間以上経過している場合及び本学構成員に濃厚接触者がいない場合の対応 → 特別な対策は不要</p> <p>○当該学生が最後に構内に立ち入ってから72時間が経過していない場合又は濃厚接触者と判定された本学構成員が最後に構内に立ち入ってから72時間が経過していない場合の対応 → 必要に応じて次の措置を取る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 構内の関連箇所を消毒 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ② 一定期間研究室等を閉鎖 <p>○感染者が多数出た場合は、さいたま市の衛生主管部局(さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係)と相談の上、次の措置を取る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 構内の関連箇所を消毒 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ② 一定期間キャンパス閉鎖 ③ 一定期間研究室等を閉鎖 <p>○広報 原則として、次の事項を公表する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 感染者の年代、本学での身分 ② 行動履歴 ③ 濃厚接触者(の有無) ④ 本学の対応

学 生	本 学 の 対 応
<p>⑤ 経過報告</p> <p>ア 可能な状況であれば、陽性と判定された後の経過を次のいずれかの方法により、大学へ報告してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD ・電話又は E-mail 埼玉大学総務部総務課 TEL:048-858-3928 E-mail:soumu@gr.saitama-u.ac.jp <p>イ 引き続き医師の指示に従い、治療に専念してください。</p> <p>⑥ 治癒した場合</p> <p>ア 自宅待機等、医師の指示に従ってください。</p> <p>イ 埼玉大学総務部総務課 TEL:048-858-3928 E-mail:soumu@gr.saitama-u.ac.jp に状況を報告してください。</p> <p>ウ 登校可との医師の診断が出てから登校してください。登校したら1. ⑥ケの窓口にお越しください。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合は、次のとおり行動してください。</p>	<p>なお、公表内容等は個人情報の保護に配慮した上で必要に応じて、さいたま市の衛生主管部局（さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係）と擦り合わせる。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該学生に対し修学上不利にならない扱いとすることを伝える。 イ 必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。 ウ 副学長（危機管理担当）、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ・学生支援課は、必要に応じて当該学生が受講している授業（実験・実習・実技を含む。）担当教員に当該学生の状況を報告する。 <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務課は、副学長（危機管理担当）、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ・学生支援課は、当該学生が受講している授業（実験・実習・実技を含む。）担当教員に当該学生の状況を報告する。 <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該部局の窓口に来たら、種々相談を受けるとともに、今後の対応について説明する。

学 生	本 学 の 対 応
<p>① 感染者と最後に濃厚接触した翌日から起算して原則 2 週間は登校禁止とします。</p> <p>② 自宅待機等、居住する自治体の衛生主管部局の指示に従ってください。</p> <p>③ 次のいずれかの方法により、大学へ報告してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD ・電話、E-mail 埼玉大学総務部総務課 TEL:048-858-3928 E-mail:soumu@gr.saitama-u.ac.jp <p>に次の事項を報告してください。</p> <p>ア 学籍番号、氏名、年齢、現住所、電話番号</p> <p>イ 現在の症状及び状況</p> <p>ウ 新型コロナウイルス感染者との接触の状況</p> <p>エ 2 週間前までの国内外の旅行歴</p> <p>オ 発症から現在までの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いつ頃からどのような症状があったか。(咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害) ・ 熱はいつからどの程度上昇したか。 <p>カ 同居する家族に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染の状況 <p>キ 発症 2 日前から現在までの行動</p> <p>ク 大学内における行動 授業、課外活動、会合、立ち寄った場所における活動状況及びマスクの着用状況並びに濃厚接触（発症 2 日前以降、1メートル以内で 15 分以上接触）した人の身分、氏名及び接触時におけるマスクの着用状況等</p> <p>ケ 学外における行動 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該学生に対し修学上不利にならない扱いとすることを伝える。 イ 必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。 ウ 濃厚接触者の疑いがあると思われる人がいる場合は、当該者と連絡を取り、発症者との接触状況及び現在の体調の状況を確認する。 エ 副学長（危機管理担当）、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ・ 学生支援課は、当該学生が受講している授業（実験・実習・実技を含む。）担当教員に当該学生の状況を報告する。 <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>○当該学生が最後に構内に立ち入ってから 72 時間以上経過している場合の対応 → 特別な対策は不要</p> <p>○当該学生が最後に構内に立ち入ってから 72 時間が経過していない場合の対応 → 必要に応じて次の措置を取る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 構内の関連箇所を消毒 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ② 一定期間研究室等を閉鎖

学 生	本 学 の 対 応
<p>コ 担当の保健所名</p> <p>④ その後の状況により、上記のいずれか、該当するパターンに従ってください。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある者は、保健所による判定が出るまでの間、次のとおり行動してください。</p> <p>① 念のため授業、研究等学事以外の活動は自粛してください。</p> <p>② 授業を受講する場合及び研究を行う場合は人との距離を十分確保するとともに、会話は控えてください。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性のある者として大学から特定された場合は、大学から解除の連絡があるまでの間、次のとおり行動してください。</p> <p>① 念のため授業、研究等学事以外の活動は自粛してください。</p> <p>② 授業を受講する場合及び研究を行う場合は人との距離を十分確保するとともに、会話は控えてください。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の接触者(健康観察対象者)として保健所から特定された場合は、保健所の指定する期間、次のとおり行動してください。</p> <p>① 保健所の指示に基づき、毎日注意深く健康チェックを実施してください。</p> <p>② 気になる症状が現れたときには、必ず速やかに保健所へ連絡してください。</p> <p>③ 念のため授業、研究等学事以外の活動は自粛してください。</p> <p>④ 授業を受講する場合及び研究を行う場合は人との距離を十分確保するとともに、会話は控えてください。</p>	

4.【教職員】

- ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性がある場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として特定された場合
- ・上記に対する本学の対応

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>【教職員】</p> <p>○新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合</p> <p>1. 発 症</p> <p>発熱、咳、全身倦怠感等、通常の風邪症状がある場合は次のとおり行動してください。</p> <p>① 毎朝検温し、熱がある場合又は熱がない場合でも咳、全身倦怠感等、通常の風邪症状がある場合は出勤せず、自宅で待機してください。</p> <p>② 就業中の場合は、速やかに帰宅してください。</p> <p>③ 特別休暇を取得してください。</p> <p>④ ただし、自宅で遠隔授業を行っている教員については、症状が軽く特別休暇を取得するまでもないと判断する場合は、当該遠隔授業を継続することを可とします。以後、体調・症状の変化により遠隔授業を継続することが困難と判断する場合には、当該遠隔授業を中止して特別休暇を取得し、療養に専念してください。</p> <p>⑤ 大学で対面授業を行っている教員については、万が一の感染症拡大防止の観点から特別休暇を取得し、当該授業を中止して療養に専念してください。</p> <p>⑥ 症状が軽い時は、通常の医療機関、居住する自治体の窓口又は本学保健センターに相談し、指示に従ってください。</p> <p>埼玉県</p> <p>埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。</p> <p>・埼玉県受診・相談センター</p> <p>048-762-8026</p> <p>受付時間 月曜日～土曜日 (祝日を含む)</p> <p>9:00～17:30</p> <p>さいたま市</p>	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>さいたま市新型コロナ冬季サポートダイヤルに電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> さいたま市新型コロナ冬季サポートダイヤル 048-782-5225 受付時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00 <p>一般的な相談をしたいときは埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターに電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 0570-783-770 受付時間 24時間 年中無休 <p>東京都</p> <p>東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都発熱相談センター 03-5320-4592 受付時間 24時間 年中無休 <p>一般的な相談をしたいときは新型コロナウイルス感染症電話相談窓口又は最寄りの保健所に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナ感染症電話相談窓口 0570-550571 受付時間 9:00～22:00 年中無休 <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体の HP で確認の上相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉大学保健センター 048-854-5356 <p>⑦ 「咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪</p>	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合」や「重症化しやすい人（※）で発熱や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の案内に従ってください。</p> <p>（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している人、妊娠している人</p> <p>埼玉県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」(https://flu-search.pref.saitama.lg.jp)から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。 同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。 ・埼玉県受診・相談センター 048-762-8026 受付時間 月曜日～土曜日 (祝日を含む) 9:00～17:30 年中無休 外国人の人は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents)に電話で相談してください。 ・埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association) 048-711-3025 受付時間 24時間 	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p style="text-align: center;">年中無休</p> <p>対応言語</p> <p>英 語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語</p> <p>東京都</p> <p>東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <p>・東京都発熱相談センター 03-5320-4592 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体の HP で確認の上相談してください。</p> <p>⑧ 次のいずれかの方法により、大学へ報告してください。</p> <p>・コロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD</p> <p>・電話又は E-mail 埼玉大学総務部総務課 TEL:048-858-3928 E-mail:soumu@gr.saitama-u.ac.jp</p> <p>に次の事項を報告してください。</p> <p>ア 氏名</p> <p>イ 所属</p> <p>ウ 現在の状況 自身の症状、医師の診断内容等 医師の診断の結果、新型コロナウイルス感染症の疑いでない他の症例であることが明確となった場合は、本マニュアルの対象外とします。</p> <p>エ 新型コロナウイルス感染者との接触の有無</p>	<p>・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>・1. ⑥に該当する報告（症状が軽い場合）を受けた場合 この段階では、状況把握に止まる。</p> <p>・1. ⑦の症状に該当する報告を受けた場合 報告を受けた時点から起算して72時間以内に当該教職員が学内において行動していた場合は、副学長（危機管理担当）は必要に応じて当該教職員が立ち寄った場所を所管する部局に対して、必要な部屋の閉鎖及び必要な共有部分の消毒を行うよう指示すると共に、必要に応じて総合技術支援センター長に対し消毒作業の協力を求める。 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触し</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>オ 2週間前までの国内外の旅行歴</p> <p>カ 発症から現在までの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ頃からどのような症状があったか。 (咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害) ・熱はいつからどの程度上昇したか。 <p>キ 同居する家族に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染の状況 <p>ク 発症2日前から現在までの行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学内における行動 授業、研究活動、会議、会合、立ち寄った場所における活動状況及びマスクの着用状況並びに濃厚接触（発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触）した人の身分、氏名及び接触時におけるマスクの着用状況等 ・学外における行動 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 <p>ケ 居住する自治体に相談した場合はその結果</p> <p>⑨ 以後、毎日2回（朝・夕）検温し、体温及び症状を記録してください。</p> <p>2. 発症2日目・3日目</p> <p>1) 発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 症状が改善してきた場合は、次に記載の3点全てを満たしてから出勤してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも3日間、解熱剤の使用なく発熱がない。 ・咳や息切れなどの発熱以外の症状も既に改善している。 	<p>た可能性がある場所の消毒について」を参照</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>・症状が出てから1週間経過している。 ただし、インフルエンザ等他の感染症に罹患した場合は、出勤可との医師の診断が出てから出勤してください。</p> <p>② 当面の間はマスクを着用し、手洗い、咳エチケット等を励行してください。</p> <p>③ 出勤可能となった旨を埼玉大学総務部総務課 TEL: 0 4 8 - 8 5 8 - 3 9 2 8 E-mail: soumu@gr.saitama-u.ac.jp に報告してください。</p> <p>2) 依然として発熱、咳、全身倦怠感等の症状が続いている場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 症状が軽い時は、通常の医療機関、居住する自治体の窓口又は本学保健センターに電話で相談し、医師の指示に従ってください。</p> <p>埼玉県 埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。</p> <p>・埼玉県受診・相談センター 0 4 8 - 7 6 2 - 8 0 2 6 受付時間 月曜日～土曜日 (祝日を含む) 9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0</p> <p>さいたま市 さいたま市新型コロナ冬季サポートダイヤルに電話で相談してください。</p> <p>・さいたま市新型コロナ冬季サポートダイヤル 0 4 8 - 7 8 2 - 5 2 2 5 受付時間 月曜日～土曜日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0</p> <p>一般的な相談をしたいときは埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポ</p>	<p>・総務課は、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>ートセンターに電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター 0570-783-770 受付時間 24時間 年中無休 <p>東京都</p> <p>東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都発熱相談センター 03-5320-4592 受付時間 24時間 年中無休 <p>一般的な相談をしたいときは新型コロナウイルス感染症電話相談窓口又は最寄りの保健所に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ感染症電話相談窓口 0570-550571 受付時間 9:00～22:00 年中無休 <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体の HP で確認の上相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉大学保健センター 048-854-5356 <p>② 「咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合」や「重症化しやすい人で発熱や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の案内に従ってください。</p> <p>埼玉県 「埼玉県指定診療・検査医療機関 検索システム」(https://flu-</p>	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>search.pref.saitama.lg.jp から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。</p> <p>同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 0 5 7 0 - 7 8 3 - 7 7 0 受付時間 2 4 時間 年中無休 <p>外国人の人は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents)に相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association) 0 4 8 - 7 1 1 - 3 0 2 5 受付時間 2 4 時間 年中無休 <p>対応言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語</p> <p>東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都発熱相談センター 0 3 - 5 3 2 0 - 4 5 9 2 受付時間 2 4 時間 年中無休 <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住</p>	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>する自治体の HP で確認の上相談してください。</p> <p>③ 引き続き特別休暇を取得してください。</p> <p>④ 次のいずれかの方法により、大学へ報告してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD ・電話又は E-mail 埼玉大学総務部総務課 TEL: 0 4 8 - 8 5 8 - 3 9 2 8 E-mail: soumu@gr.saitama-u.ac.jp <p>に次の事項を報告してください。</p> <p>ア 氏名</p> <p>イ 所属</p> <p>ウ 現在の症状及び状況</p> <p>3. 発症4日目以降</p> <p>1) 発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 症状が改善してきた場合は、次に記載の3点全てを満たしてから出勤してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも3日間、解熱剤の使用なく発熱がない。 ・咳や息切れなどの発熱以外の症状も既に改善している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ・2. 2) ①に該当する報告（症状が軽い場合）を受けた場合 この段階では、状況把握に止まる。 ・2. 2) ②の症状に該当する報告を受けた場合 報告を受けた時点から起算して72時間以内に当該教職員が学内において行動していた場合は、副学長は必要に応じて当該教職員が立ち寄った場所を所管する部局に対して、必要な部屋の閉鎖及び必要な共有部分の消毒を行うよう指示すると共に、必要に応じて総合技術支援センター長に対し消毒作業の協力を求める。 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>・症状が出てから1週間経過している。 ただし、インフルエンザ等他の感染症に罹患した場合は、出勤可との医師の診断が出てから出勤してください。</p> <p>② 当面の間はマスクを着用し、手洗い、咳エチケット等を励行してください。</p> <p>③ 出勤可能となった旨を埼玉大学総務部総務課 TEL: 048-858-3928 E-mail: soumu@gr.saitama-u.ac.jp に報告してください。</p> <p>2) 依然として発熱、咳、全身倦怠感などの症状が続いている(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む)場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 居住する自治体の案内に指示に従ってください。 埼玉県 「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」(https://flu-search.pref.saitama.lg.jp) から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。 同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに相談してください。 ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 0570-783-770 受付時間 24時間 年中無休 外国人留学生は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents)に相談してください。</p>	<p>・総務課は、副学長(危機管理担当)、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>・埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association) 048-711-3025 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>対応言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語</p> <p>東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <p>・東京都発熱相談センター 03-5320-4592 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体の HP で確認の上相談してください。</p> <p>② 引き続き特別休暇を取得してください。 ③ 次のいずれかの方法により、大学へ報告してください。</p> <p>・コロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD</p> <p>・電話又は E-mail 埼玉大学総務部総務課 TEL:048-858-3928 E-mail:soumu@gr.saitama-u.ac.jp に次の事項を報告してください。</p> <p>ア 氏名 イ 所属 ウ 現在の症状及び状況</p>	<p>・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>○新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、次のとおり行動してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 完治するまで就業禁止とします。 ② 診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も就業禁止とします。 ③ 医療機関の指示に従い、治療に専念してください。 ④ 引き続き特別休暇を取得してください。 ⑤ 次のいずれかの方法により、大学へ報告してください。 <p>・コロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD</p> <p>・電話、E-mail 埼玉大学総務部総務課 TEL:048-858-3928 E-mail:soumu@gr.saitama-u.ac.jp</p> <p>に次の事項を報告してください。</p> <p>ア 氏名</p> <p>イ 所属</p> <p>ウ 発症から現在までの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ頃からどのような症状があったか。(咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・聴覚障害) ・熱はいつからどの程度上昇したのか。 <p>エ 発症2日前から現在までの行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学内における行動 授業、研究活動、会議、会合、立ち寄った場所における活動状況及びマスクの着用状況並びに濃厚接触（発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触）した人の身分、氏名及び接触時におけるマスクの着用状況等 <p>オ 学外における行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 	<p>・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから72時間以上経過している場合及び本学関係者に濃厚接触者がいない場合の対応 → 特別な対策は不要</p> <p>○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから72時間が経過していない場合又は濃厚接触者として判定された本学関係者が最後に構内に立ち入ってから72時間が経過していない場合の対応 → 必要に応じて次の措置を取る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 構内の関連箇所を消毒 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ② 一定期間関連する部屋を閉鎖 <p>○感染者が多数出た場合は、さいたま市の衛生主管部局(さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係)と相談の上、次の措置を取る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 構内の関連箇所を消毒 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>カ 担当の保健所名</p> <p>⑥ 経過報告</p> <p>ア 可能な状況であれば、陽性と判定された後の経過を次のいずれかの方法により、大学へ報告してください。</p> <p>・コロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD ・電話又は E-mail 埼玉大学総務部総務課 TEL:048-858-3928 E-mail:soumu@gr.saitama-u.ac.jp に次の事項を報告してください。</p> <p>イ 引き続き医師の指示に従い、治療に専念してください。</p> <p>⑦ 治癒した場合</p> <p>ア 自宅待機等、医師の指示に従ってください。</p> <p>イ 埼玉大学総務部総務課 TEL:048-858-3928 E-mail:soumu@gr.saitama-u.ac.jp に状況を報告してください。</p> <p>ウ 就業可との医師の診断が出てから出勤し</p>	<p>参照</p> <p>② 一定期間キャンパス閉鎖</p> <p>③ 一定期間関連する部屋を閉鎖</p> <p>○広報</p> <p>原則として、次の事項を公表する。</p> <p>① 感染者の年代、本学での身分</p> <p>② 行動履歴</p> <p>③ 濃厚接触者(の有無)</p> <p>④ 本学の対応</p> <p>なお、公表内容等は個人情報の保護に配慮した上で必要に応じて、さいたま市の衛生主管部局(さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係)と擦り合わせる。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>・総務課は、副学長(危機管理担当)、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>・総務課は、副学長(危機管理担当)、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>・所属する部局の窓口に来たら、種々相談を受け</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>てください。出勤したら1. ⑧ケの窓口にお越してください。附属学校園の教職員は1. ⑧ケの窓口にご連絡してください。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 感染者と最後に濃厚接触した翌日から起算して原則2週間は出勤禁止とします。</p> <p>② 自宅待機等、居住する自治体の衛生主管部局の指示に従ってください。</p> <p>③ 特別休暇を取得してください。</p> <p>④ 次のいずれかの方法により、大学へ報告してください。</p> <p>・コロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD</p> <p>・電話又は E-mail 埼玉大学総務部総務課 TEL:048-858-3928 E-mail:soumu@gr.saitama-u.ac.jp</p> <p>に次の事項を報告してください。</p> <p>ア 氏名</p> <p>イ 所属</p> <p>ウ 現在の症状及び状況</p> <p>エ 新型コロナウイルス感染者との接触の状況</p> <p>オ 2週間前までの国内外の旅行歴</p> <p>カ 発症から現在までの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ頃からどのような症状があったか。(咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・聴覚障害) ・熱はいつからどの程度上昇したか。 <p>キ 同居する家族に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染の状況 <p>ク 発症2日前から現在までの行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学内における行動 	<p>るとともに、今後の対応について説明する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長(危機管理担当)、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから72時間以上経過している場合の対応 → 特別な対策は不要</p> <p>○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから72時間が経過していない場合の対応 → 必要に応じて次の措置を取る。</p> <p>① 構内の関連箇所を消毒</p> <p>消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照</p> <p>② 一定期間関係する部屋を閉鎖</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>授業、研究活動、会合、立ち寄った場所における活動状況及びマスクの着用状況並びに濃厚接触（発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触）した人の身分、氏名及び接触時におけるマスクの着用状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学外における行動 <ul style="list-style-type: none"> 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 <p>ケ 担当の保健所名</p> <p>⑤ その後の状況により、上記のいずれか、該当するパターンに従ってください。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある者は、保健所による判定が出るまでの間、次のとおり行動してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 念のため業務以外の活動は自粛してください。 ② 就業中は人との距離を十分確保してください。 <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性のある者として大学から特定された場合は、大学から解除の連絡があるまでの間、次のとおり行動してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 念のため業務以外の活動は自粛してください。 ② 就業中は人との距離を十分確保してください。 <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として保健所から特定された場合は、保健所の指定する期間、次のとおり行動してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保健所の指示に基づき、毎日注意深く健康チェックを実施してください。 	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>② 気になる症状が現れたときには、必ず速やかに保健所へ連絡してください。</p> <p>③ 念のため授業、業務以外の活動は自粛してください。</p> <p>④ 就業中は人との距離を十分確保してください。</p>	

5. 入構(学生)

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉空間にしない。 部室等内に空気の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする。換気回数は毎時2回以上確保する。 ・密集しない。 他の人とは1メートル以上の距離を取る。 ・密接した会話や発声は避ける。 対面での会話が避けられない場合は十分な距離を保ち、マスクを着用する。 ・手洗いなどの手指衛生を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、部室等のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。 (寒い時期を除く。)
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・大学が定める期間、大久保キャンパスへの入構を禁止する。ただし、指導教員から研究活動を許可された者、統合キャリアセンターSUセンター長から課外活動を許可された者、図書館を利用する者及び教職員から呼び出しを受けた者は入構を認める。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・大学が定める期間、大久保キャンパスへの入構を禁止する。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

6. 授業(学生・教員)

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉空間にしない。 講義室内に空気の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする。換気回数は毎時2回以上確保する。 ・密集しない。 他の人とは1メートル以上の距離を取る。 ・密接した会話や発声は避ける。 対面での会話が避けられない場合は十分な距離を保ち、マスクを着用する。 ・手洗いなどの手指衛生を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、講義室のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。 （寒い時期を除く。） ・感染者が発生した際に、濃厚接触者を特定する作業に備えるため、授業中、誰がどの席に座ったか記録するための着座位置確認システムに登録する。同システムのない講義室等にあつては、各学部等が作成した座席表等に記録する。 ・着座位置の記録は、各学部、研究科又は教育企画課で保管する。 ・対面授業を原則とする。ただし、教育効果が認められるものについては、オンラインを活用した遠隔授業（ZOOM 又は WebClass を利用したリアルタイム方式及びオンデマンド方式）も可とする。 ・授業の具体的な実施形態は、教育企画室会議で審議・決定する。 <p>※詳細は理事（教学・学生担当）通知による。</p>
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	<ul style="list-style-type: none"> ・授業は、実験、実習、実技を含め、原則オンラインを活用した遠隔授業とする。ただし、授業担当教員が引き続き対面による授業が必要と判断する場合は、対面授業を継続する。 ・授業の具体的な実施形態は、教育企画室会議で審議・決定する。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・すべての授業をオンラインを活用した遠隔授業とする。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

7. 研究(学生)

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉空間にしない。 研究室、実験室内に空気の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする。換気回数は毎時2回以上確保する。 ・密集しない。 他の人とは1メートル以上の距離を取る。 ・密接した会話や発声は避ける。 対面での会話が避けられない場合は十分な距離を保ち、マスクを着用する。 ・手洗いなどの手指衛生を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、研究室・実験室のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。） ・学内に感染者が発生した際に、濃厚接触者を特定する作業に備えるため、研究中、誰が同じ空間にいたか各自記録する。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、実験等は中止 ただし次に掲げる場合で、指導教員が必要と認めるときは、この限りでない。 ア 修了予定の博士前期課程及び博士後期課程の学生並びに卒業予定の学士課程の学生が行う実験等 イ 研究に使用する生物の維持・管理の補助 ウ 液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理の補助 エ 毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理の補助 オ 研究に必要な基幹インフラ（実験装置・設備、情報システムなど）の稼働・維持・管理の補助 カ 研究活動を継続する上での各種安全確保対策補助
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・レベル3に同じ。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・実験等は中止

8. 課外活動(学生)

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の活動は基本的な感染防止対策（三つの密を徹底的に避ける、人と人との距離を確保する、マスクを着用する、手洗いなどの手指衛生を徹底する）を徹底した上で通常どおり。 ・課外活動施設等の利用は制限することがある。 ・学内における学外者の活動は制限することがある。 ・学外での活動は制限することがある。 ※詳細は統合キャリアセンターSUセンター長通知による。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・学内外における課外活動は禁止する。ただし、顧問を経て統合キャリアセンターSUセンター長が特に必要と認めた場合は許可する。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・学内外における課外活動は禁止する。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

9. 研究(教員・研究員等)

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉空間にしない。 研究室、実験室内に空気の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする。換気回数は毎時2回以上確保する。 ・密集しない。 他の人とは1メートル以上の距離を取る。 ・密接した会話や発声は避ける。 対面での会話が避けられない場合は十分な距離を保ち、マスクを着用する。 ・手洗いなどの手指衛生を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、研究室・実験室のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。）
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	<ul style="list-style-type: none"> ・実験室、研究室への立ち入りは、現在進行中の実験、研究の継続に必要な関係者とし、当該実験室等を管理する教員が許可した必要最小限の者のみとする。 ・学内外におけるシンポジウム、カンファレンス、セミナー、学会の開催、参加は中止する。 ・ディスカッションは、オンライン方式で行うことを推奨する。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、実験は中止 ただし次に掲げる場合は、この限りでない。 ア 研究に使用する生物の維持・管理 イ 液体窒素・液体ヘリウム補給のための装置等の維持・管理 ウ 毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理 エ 研究に必要な基幹インフラ（実験装置・設備、情報システムなど）の稼働・維持・管理 オ 研究活動を継続する上での各種安全確保対策
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

10. 国内出張(教職員)

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・基本的な感染防止対策（三つの密を徹底的に避ける、人と人との距離を確保する、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生）を徹底した上で認める。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・原則禁止 やだし、必要がある場合は所属する部局長の判断により認める。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・禁止
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

11. 海外渡航・派遣(教職員、学生)

リスクレベル	判定の目安	対 応 策
レベル0		・通常どおり。
レベル1	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく 「十分注意してください。」	・感染症危険情報に留意の上、通常どおり。
レベル2	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく 「不要不急の渡航はやめてください。」	・日本国、当該国・地域における外務省の感染危険情報及び当該国（受入機関）の対応状況に基づいて行動する。
レベル3	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく 「渡航は止めてください。」 (渡航中止勧告)	・レベル2に同じ。
レベル4	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく 「退避してください。渡航は止めてください」 (待避勧告)	・渡航禁止

12. 会議・式典

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策（三つの密を徹底的に避ける、人と人との距離を確保する、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生）を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、会場のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。） ・感染者が発生した際に、濃厚接触者を特定する作業に備えるため、会議・式典中、誰がどの席に座ったか、着座位置を記録する。 ・着座位置の記録は、担当課が保管する。 ・開催方法（対面・リモート等）は、会議にあっては議長の、式典にあっては主催者の判断による。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な式典・会議は中止又は延期する。 ・会議は、可能な限りオンライン会議とする。 ・上記によりがたい場合は、所属する部局長の判断により認める。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	<ul style="list-style-type: none"> ・式典は中止する。 ・会議はオンラインのみとする。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

13. 事務職員・技術職員

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策（三つの密を徹底的に避ける、人と人との距離を確保する、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生）を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、部屋のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。） ・空いている会議室等を執務室として利用するなど、密度を下げる工夫をする。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	<ul style="list-style-type: none"> ・始業6時30分、終業19時15分の間で時差出勤を推奨する。 ・可能な限り在宅勤務とする。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、部屋のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。） ・空いている会議室等を執務室として利用するなど、密度を下げる工夫をする。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・可能な限り在宅勤務とする。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市の衛生主管部局（さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係）と十分協議の上決めることとなるが、場合によっては大久保キャンパスの一部又は全部を閉鎖する。 ・感染状況・感染場所に応じて教職員の一部又は全員を在宅勤務とする。期間はさいたま市保健所との協議に基づき決定する。

14. 附属学校園

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・状況により、一部で時差登校・授業短縮等を実施する。関係者には、各学校園から連絡する。 ・部活動は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）及び「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）を参考に活動を制限する。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	<ul style="list-style-type: none"> ・状況により、時差登校・授業短縮等を実施する。関係者には、各学校園から連絡する。 ・部活動は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）及び「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）を参考に活動を制限する。 ・教職員の時差出勤を推奨する。 ・職員は、可能な限り在宅勤務とする。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な期間、臨時休校・休園とする。 ・教職員の一部又は全員を一定期間在宅勤務とする。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

15. 学外者

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・マスクの着用及び手指衛生をお願いする。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・郵便局及び宅配業者並びに工事業者等、本学が必要と認める者以外の入構を禁止する。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・すべての学外者の入構を禁止する。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

16. 個人情報保護について

構成員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合における学内連絡及び学外機関への情報提供に当たっては、個人医療情報の有する特殊性を認識し、感染者に不利益を生じさせることのないよう、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」の遵守及び感染者の人権等に十分配慮するものとする。

なお、この趣旨を踏まえ、学内連絡及び学外機関等への情報提供を担当する者は必要最小限の範囲に止めるものとする。

17. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について

新型コロナウイルス感染者または感染の疑いがある者が発生し構内を消毒する必要がある場合は、当該建物を管理する部局の教職員が消毒作業に当たることとするが、必要に応じて副学長（危機管理担当）の要請に基づき、総合技術支援センターが協力して消毒作業に当たることとする。なお、消毒を行う者の選出に当たっては、高齢の同居家族がいる、持病があるなどの事情を考慮する。

1. 消毒場所

- ① 感染者または感染の疑いのある者の最後の構内使用から72時間以内であり、感染者が通過、または接触したと思われる場所（活動した研究室があるフロアの廊下など共用スペースのドアノブや水道の蛇口等）
- ② 感染者または感染の疑いのある者が実験やデスクワークなどで長時間滞在し、ウイルスが多く存在する可能性が高いと思われる部屋については、**清掃や消毒はせずに72時間以上閉鎖する。**

2. 消毒時の身支度や消毒の方法

消毒作業に必要な道具（防護用レインコートや使い捨て手袋、消毒用エタノールなど）が必要な場合は、総務課（内3121）へ連絡する。

（1）服装

- ・用意されたマスクと手袋、保護メガネ（ゴーグル）を使用する。防護服、または防護用レインコートを着用する。
- ・マスクは、不織布マスクでよい。手袋は厚手のゴム手袋、またはニトリル手袋を使用する。
- ・**エタノール**または**薄めた次亜塩素酸ナトリウム**を染みこませた雑巾などを踏むことで靴底を消毒するか、靴カバーをはめる。

（2）消毒液

消毒液（エタノール）をスプレーボトルに入れて使用する。

（3）消毒場所

- ① 廊下の床
- ② 廊下に面した扉のノブ
- ③ ラウンジ等共用場所のテーブル、椅子
- ④ 電灯のスイッチやエレベーターのボタン
- ⑤ 階段の手すり

（4）手順

- ① まず換気を行う。換気扇を作動し、扉や窓を開け、1時間ほど換気する。（浮遊しているエアロゾルを追い出すため）。その後、窓を閉め15分ほどおいてから消毒作業を開始する（残留している浮遊エアロゾルを沈降させるため）。
- ② 床に消毒液を吹き付けて、抗菌シートやアルコールを染みこませたシートのついたモップで一方向にゆっくりと拭く。拭いていないところは歩かないようにする。
※ 一方向に拭くのは、ウイルスを拡げないため。
- ③ ドアノブ等を拭く。拭き方は以下のとおり。
 - ・厚手のペーパータオルに消毒液をたっぷり吹き付け、一方向に拭き取る。
 - ・直接吹き付けられる場所はたっぷり吹き付けてから拭き取る。
- ④ 拭き取ったペーパータオルやシートは、ウイルスが付着していると思われる面に触れないようにしてゴミ用ビニール袋に捨てる。

(5) 作業後の片付け

靴カバーを使用した場合は、最初に靴カバーをはずしビニール袋に捨てる。使用しない場合は、消毒液を染み込ませたペーパータオル等を踏んで靴底を消毒する。

① 手袋のはずし方

片方の手袋の外側をつかむ。 → 中表になるようにはずし、手袋をはめた手に持つ。
→ はめた手袋の下に指を入れて、中表になるようにはずす。 → 手指を消毒する。

② 防護服の脱ぎ方

内側をつかんで片袖ずつ脱ぎ、外側に触れないようにしながら丸める。
→ ゴミ用のビニール袋に捨て、手指を消毒する。

③ ゴーグルのはずし方

ゴーグル表面に触れないように柄の部分だけを持ってはずす。 → 手指を消毒する。

④ マスクのはずし方

ひもの部分を持ってはずし、ビニール袋に捨てる。 → 手指を消毒する。

※ 汚染されたものが入ったビニール袋は、屋外で人のいない方に口を向け、空気を静かに抜き、しっかりと口を閉じたのち、ゴミ捨て場に捨てる。

作業後はすみやかに石けんで手を洗うか、エタノールでしっかりと手指を消毒する。

(学籍番号) 氏名、性別、年齢	
電話番号	
現住所	
現在の状況	(自身の状況、医師の診断内容等)
新型コロナウイルス感染者との接触の有無	
2週間前までの国内外の旅行歴	
発症から現在までの状況	(いつ頃からどのような症状があったか) (咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・聴覚障害) (熱がいつからどの程度上昇したか)
同居する家族に関する情報	(新型コロナウイルス感染の状況)
発症2日前から現在までの行動	(大学内における行動) 授業、課外活動、研究活動、会議、会合、立ち寄った場所における活動状況及びマスクの着用状況並びに濃厚接触(発症2日前以降1メートル以内で15分以上接触)した人の有無及び接触時におけるマスクの着用状況等 (学外における行動) 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者身分、氏名等
居住する自治体に相談した場合はその結果	
濃厚接触した本学関係者	身分・氏名
その他	